

本様式の提出にあたり、母子手帳の写し等出産（予定）日がわかる書類を添付してください。

妊娠・出産入所に関する同意書

嘉手納町長 殿

年 月 日

【住 所】嘉手納町

【氏 名】 (児童との続柄：)

現在、妊娠中（出産予定日： 年 月 日）により一時的に保育を必要とする状況の為、保育所等への入所を申込みます。

また、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の20日までに、入所基準を満たす就労証明書等の保育を必要とする事由を証明する書類等の提出が無い場合は、退所となることについて同意いたします。

*該当する場合を一つ選び、☒してください。

【妊娠・出産を事由とする新規入所申込の場合】

- ☐ 産後休暇終了後は、就労・就学復帰するため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、求職活動を行うため、保育必要自由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、新たに就労・就学が決定しているため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、 のため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、上記事由に該当しないため、家庭で保育をします。

※妊娠・出産を理由に入所した場合で、産後休暇終了後、上記の場合の保育を必要とする事由がない場合は、入所事由がなくなり、保育の実施期間が満了（退所）となります。この場合の保育の実施期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。（※妊娠・出産を理由に新規入所し、その後育児休業を取得する場合も同様となります。）

【産前8週より前から妊娠・出産以外の事由で入所している継続入所の場合】

- ☐ 産後休暇終了後は、就労・就学復帰するため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、求職活動を行うため、保育必要自由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、新たに就労・就学が決定しているため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、 のため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- ☐ 産後休暇終了後は、育児休業を取得しますが、保育の継続利用を希望するため、育児休業中の継続利用の申立を行います。

※育児休業での保育施設利用は産前休業開始日より前から「就労」を理由に保育所等を利用している児童が対象で、育児休業中も継続入所をする必要があると認められる場合に限り継続利用ができます。

保護者 記入	児童名	生年月日	年 月 日 (歳)
	在園状況 新規申込 ・ 在園 ()		